

障害者相談支援センターについて

障害者相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）については、平成 24 年度に平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間の運営法人を公募し、現行体制となった。本来であれば、平成 29 年度中に次の 5 年間の運営法人を再度公募する予定だったが、この間、以下のような国や本市において障害者の相談支援体制に関わる様々な動きが出てきている。そこで、平成 29 年度中の公募は実施しないこととし、相談支援センターの検証及び今後のあり方を検討していくこととする。

1 障害者の相談支援体制に関わる国及び本市の動向

- (1) 平成 28 年 3 月～7 月に厚生労働省が開催した「相談支援の質の向上に向けた検討会」において、「主任相談支援専門員（仮称）」の創設や相談支援専門員のキャリアパス、相談窓口の一元化等について議論され、今後の相談支援専門員の要件や研修カリキュラム、障害福祉サービス報酬等に反映されていくものと考えられる。
- (2) 平成 29 年 2 月に厚生労働省の『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が公表した『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」において、「住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する」とされており、平成 32 年までに制度上の位置づけを含め検討することとされている。
- (3) 本市では、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」において、平成 30 年度から地域包括ケアシステムの構築に向けたロードマップの第 2 段階に入るとともに、平成 30 年度以降に向けた、かわさきノーマライゼーションプランやかわさきいきいき長寿プランの改訂等が行われる。
- (4) 本市では、平成 32 年度の（仮称）南部リハビリテーションセンター開設による南・中・北の 3 リハ体制の構築に向けて、地域包括ケアシステムにおける地域リハビリテーションの取組みの強化を図っているところである。

2 平成 30 年度以降の相談支援センター事業について

平成 29 年度中に平成 30 年度の受託意向調査を実施し、平成 30 年度から平成 32 年度までは基本的に現行体制を維持します。ただし、平成 25 年度の再編後、職員配置基準や事務所設置場所など様々な課題も生じていることから、現行体制を検証した上で相談支援体制に影響のない範囲内で必要に応じて見直しを行うものとしします。

また、「第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン」の計画期間が始まる平成 33 年度に向けて、国の制度改正や本市の地域包括ケアシステム構築等の動向も踏まえつつ、今後の相談支援センターのあり方を平成 30 年度以降に検討していくこととしします。

3 今後のスケジュール（案）

■平成 29 年度

「障害者相談支援センターの検証に関する懇談会」を設置し、平成 25 年度の再編以降の相談支援センターの検証を行う。

■平成 30 年度～31 年度

「第 5 次かわさきノーマライゼーションプラン」の策定に向けて、相談支援センターや区役所保健福祉センター、地域リハビリテーションセンター等の役割分担の整理を含む相談支援体制の検討を行う。

■平成 32 年度

平成 33 年度以降の相談支援センター運営法人の公募を実施し、委託法人を決定。

■平成 33 年度

相談支援センターを新体制に移行。

今後のスケジュール（案）イメージ

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
相談支援センターの検証	相談支援センターを含む相談支援体制の検討		公募 ● 委託法人決定	新体制移行